

【私病協 別添資料2!④】

事務連絡

令和8年1月29日

関係団体 御中

京都府健康福祉部医療課

京都府医療機関等処遇改善推進事業の実施について

京都府では、医療機関等が賃金及び物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等が実施する職員の処遇の改善につなげる賃上げに必要な経費に対し、下記のとおり交付金の交付を予定しておりますので、お知らせします。

なお、対象要件となるベースアップ評価料の届出については、令和8年3月1日までの届出が必須となります。

貴団体におかれましては、関係施設（団体）に御周知いただくようよろしくお願いします。

記

1 交付対象施設

医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション

2 交付概要

別添「事前告知」のとおり

3 申請受付等

申請受付窓口を別途設置する予定としております。

事前告知

京都府医療機関等処遇改善推進事業のお知らせ

医療機関が実施する職員の処遇の改善につなげる賃上げに必要な経費に対し、補助金を支給します。

【申請開始時期】決まり次第速やかに御案内します。

事業概要

(1) 対象施設

- ①令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関（※）
②現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られず、令和8年6月1日時点で
令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを
誓約する医療機関（※）
(※) 有床・無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション

（今回の対象要件として令和8年3月1日までに届出が必須となります。）

※ベースアップ評価料の届出に関する問合せ先：近畿厚生局京都事務所
(TEL : 075-256-8681)

(2) 交付基準額

対象施設	対象区分	補助基準額
診療所（医科・歯科）	有床診療所（3床以上）	72,000円／病床
	有床診療所（1～2床）	150,000円／施設
	無床診療所	150,000円／施設
訪問看護ステーション		228,000円／施設

※病院については、国から直接支給されます。（要件等は厚生労働省に確認ください。）

(3) 留意事項

- 原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
○本事業では、賃上げに必要な経費を医療機関に補助したうえで、医療機関がこれを活用して賃金改善を実施したこと及び、6月1日からベースアップを実施したことを確認するため、**実績報告書（賃金改善報告書）の提出が必要**。
○支給額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。

- 問合せ先はおって、ホームページに掲載予定です。
- 詳細については、後日公表する募集案内を御確認ください。